

遺伝資源に関するデジタル配列情報に関する議論と結果

2018年12月18日@生物多様性条約COP14合同報告会

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
総合地球環境学研究所
プログラム研究員 小林邦彦

発表のアウトライン

- はじめに
- 結果の概要
- COP決定内容
- 決定内容に対する分析とCOP15

※本発表は、公開情報に基づき、行っており、日本政府代表団の一員として、知り得た情報は、盛り込んでいません。また、本発表に関する全ての責任は、発表者本人にあります。

はじめに

- COP13／COP-MOP3（Decision XIII/16）
 - CBDや名古屋議定書の目的への潜在的な影響に係る情報提供の要請
 - 事実と展望の調査（*Fact-finding and Scoping study*）の公表
 - 専門家会合、SBSTTA22での検討
- SBSTTA22では、各締約国の意見を盛り込んだ決議案が作成され、全てのテキストがブラケットに。

※COP13、各国の情報提供に係る分析の詳細は、以下の文献を参照ください。（J-Stageで公開中）

1. 小林邦彦（2017）生物多様性条約における遺伝資源に関するデジタル配列情報の議論の動向と今後の法的論点. . 環境情報科学学術研究論文集, 31, 287～292.

2. 小林邦彦（2018）遺伝資源に関するデジタル配列情報の利用に係る各国の主張とその考察. . 環境情報科学学術研究論文集, 32, 303～308.

交渉上の論点

- 遺伝資源に関するデジタル配列情報（Digital Sequence Information on genetic resource ; DSIという）、DSIの利用は、CBD、名古屋議定書の適用範囲（Scope）に含まれるのかどうか。
- DSIの利用から生じた利益のあり方（地球規模利益配分基金の検討も含む）；DSIに係る権利及び義務との関連
- ポスト愛知ターゲットとの関連

結果の概要

- 途上国側（マレーシア、ブラジル、アフリカグループなど）は、DSIは、遺伝資源の利用の結果であるため、生物多様性条約や名古屋議定書の適用範囲に含まれる。また、2020年以降の生物多様性に関する目標である、ポスト2020年枠組みへのDSIのABS方法の検討を目標とすることを提案。DSIに関する作業部会の設定を要望。
- 一方、先進国（EU、カナダ、ニュージーランド、韓国、日本、スイス）は、DSIの定義が不明なこと、遺伝資源とDSIは同等ではないこと、MATによってカバーが可能であること、を主張した。
- 結果、3回のワーキンググループ、7回のコンタクトグループを経て、COP決定（CBD/COP/14/L.36）およびMOP決定（CBD/NP/MOP/3/L15）が採択された。
- 原産国が不明な遺伝資源に関するDSIの利用から生じた利益は、地球規模の利益配分基金へ配分する旨のテキストは削除された。

COP決定内容（1）

- DSIは条約の3つの目的（保全、持続的利用、利益配分）、食糧安全保障、ヒト、動物、植物の健康に重要。
- DSIの生成には遺伝資源へのアクセスが必要、遺伝資源の起源とDSIの結び付が困難な場合があることを認識。
- DSIの利用から生じた利益配分に関して、各国間で様々な相違があるため、相違の解決に向けた取り組みを約束することに留意。
- MATは、DSIの商業的及び／又は非商業的な利用から生じた利益を網羅（cover）することができる。
- DSIに関する科学及び政策に基づくプロセスを設置すること。

COP決定内容（2）

- 締約国や各団体等に対して、①関連する専門用語や範囲を含む概念を明確にするために、②DSIの商業的及び非商業的な利用による利益配分合意（benefit-sharing arrangement）に関する見解や情報を提出すること要請。
- ピアレビュー研究を委託し、調査レポート(Fact finding and scoping study)を作成することとなった。調査項目は、1. 公的及び私的なデータベース（アクセス許可・取引条件を含む）、2. 生物学的範囲およびサイズ、受領番号とその起源、管理方針、3. DSIの提供者と利用者、4. 私的なデータベースの所有者。
- IPLCの参加を含む拡大AHTEGを開催。
- COP15の前に開催されるSBSTTAおよびポスト2020の枠組みの作業部会へ結果を提出する。

COP決定内容に対する分析とCOP15

- この課題は、名古屋議定書の交渉過程時の“派生物”と似ている。
 - 名古屋議定書の交渉過程時、開発途上国は、遺伝資源だけでなく、派生物へのアクセスも対象に含めることを主張していた。
 - しかし、その交渉の結果として、取得に係る実体的な条文に、派生物は含まれることはなくなり、利益配分の対象となる「遺伝資源の利用」の定義が、定められた。それは、遺伝資源の取得に伴い、個人又は企業間で結ばれる契約（MAT）上で対象とされれば、利益配分の対象に含まれるということの意味する。
- COP15で、ポスト愛知ターゲットもパッケージディールの対象と再びなり得る。

謝辞

本発表にあたり、生物多様性条約第14回締約国会議への出席に係る費用を負担して下さった国立遺伝学研究所 産学連携・知的財産室及びABS学術対策チームの皆様に御礼申し上げます。



ご清聴ありがとうございました。

ご質問、コメント歓迎です。